

情報通信審議会 情報通信技術分科会 ITU 部会
地上業務委員会（第 62 回） 議事概要（案）

1 日 時

令和 3 年 2 月 19 日（金） 10:00～11:57

2 場 所

Web会議

3 出 席 者（敬称略、順不同）

[専門委員]

三瓶 政一（主査：大阪大学）、小川 博世（主査代理；情報通信研究機構）、足立 朋子（東芝）、飯塚 留美（マルチメディア振興センター）、上村 治（ソフトバンク）、小西 聡（KDDI）、齋藤 一賢（日本電信電話）、斉藤 佳子（パナソニック）、阪田 史郎（東京大学）、田北 順二（全国船舶無線協会）、西岡 誠治（電波産業会）、橋本 明（NTTドコモ）、増田 浩代（富士通）

[関係者]

立木 将義（情報通信研究機構）、佐藤 孝平（情報通信研究機構）、今田 諭志（KDDI）、菅田 明則（KDDI）、坂田 研太郎（ソフトバンク）、新 博行（NTTドコモ）、本多 美雄（エリクソン・ジャパン）、福本 史郎（ソフトバンク）、千葉 恒彦（楽天モバイル）

[事務局]

総務省移動通信課新世代移動通信システム推進室 五十嵐室長、田中課長補佐、丸橋係長、稲葉官

4 配 付 資 料

資料地-62-1	第61回地上業務委員会議事概要（案）
資料地-62-2	ITU-R SG 5 WP 5D第36回bis会合報告書（案）
資料地-62-3	ITU-R SG 5第17回会合報告書（案）
資料地-62-4	ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合への日本寄与文書（案）
資料地-62-5	ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合の対処方針（案）
参考資料1	ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合の開催案内
参考資料2	ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合の日本代表団一覧
参考資料3	地上業務委員会構成員名簿

5 議 事 概 要

(1) 地上業務委員会（第61回）議事要旨について

【資料地-62-1】

地上業務委員会（第61回）の議事要旨について、事務局から説明があり、意見等がある場合は、本日2月19日（金）までに事務局に連絡することとされた。

(2) ITU-R SG 5 WP 5D 第36回bis会合の報告について

【資料地-62-2】

ITU-R SG 5 WP 5D第36回bis会合の報告について、事務局から行われた。

(3) ITU-R SG 5 第17回会合の報告について

【資料地-62-3】

ITU-R SG 5第17回会合の報告について、事務局から行われた。

(4) ITU-R SG 5 WP 5D 第37回会合への日本寄与文書案について

【資料地-62-4】

ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合への日本寄与文書案について、事務局から説明があった。

【資料地-62-4-1】

「PDNR ITU-R M. [IMT.FUTURE TECHNOLOGY TRENDS TOWARDS 2030 AND BEYOND]への提案」について、情報通信研究機構の立木氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

橋本構成員： Attachment 1の内容は、現在作成中のホワイトペーパーの現段階のドラフトがなのか、それともホワイトペーパーのエッセンスをまとめたものなのか、Attachment 1の位置づけをもう少し最初のDiscussionのところで示した方がよいのではないかと思う。
また、最終的にホワイトペーパーが完成したときに、海外を含め公開される予定か。

立木氏： Attachment 1について、日本の6Gホワイトペーパーという位置づけでもあるが、基本的には情報通信研究機構（NICT）で検討されている技術の紹介である。NICTとしてもホワイトペーパーを作成しているところ、まだ完成しておらず、説明できる内容を技術紹介として出している。将来的には、この内容を基に日本の6Gホワイトペーパーに反映できればと考えているが、まだ正式にこれらが反映すると決まっているものではなく、これからという理解である。

橋本構成員： そうすると、“2 Discussion”の最初のセンテンスにあるコンソ

ーシアムの最初のミッションとしてのホワイトペーパーと、Attachment 1の内容は必ずしもリンクしておらず、Attachment 1は主にNICTで考えられている内容である、ということか。

立木氏： 現時点ではご理解のとおり。将来的に、日本のホワイトペーパーを作成する際に、この内容を反映できるかどうかも含めて議論していく、という理解である。現時点はNICTの内容。

橋本構成員： 了。そうすると、(NICTの内容が)日本全体の考えとなるかどうか分からない。Discussionの最初に述べているコンソーシアムで6Gホワイトペーパーを作成するということと、Attachment 1の関係が不明確であるため、今説明があった内容でもよいので、ホワイトペーパーのエッセンスとなる内容をAttachment 1に示すなどの説明があった方がうまくリンクするのではないかと思うが、如何。

立木氏： 了。Discussionパートの中にその補足があった方がよいということか。

橋本構成員： 然り。この寄与文書はコンソーシアムとホワイトペーパーが最初に出て来て、その後いろいろな技術の議論が展開されていて、最後にAttachment 1で締め括っているというふうになっているため、Discussionの最初で、Attachment 1の位置づけを説明してもらった方がよいと思う。

立木氏： 了。

三瓶主査： 今の件で、橋本構成員の言われたことはもっともな意見だと思う。最初の方で日本は6Gホワイトペーパーを議論しているというのと、この文書はその一部を出しているという認識を当然誰もが持つ。ところが、Attachment 1で書かれているのはNICTとなっている。世界で見た場合、こういう文書の出し方がないことはないので、いけないことでは必ずしもないかもしれないが、少なくとも本来は、文書を出すに当たって、コンソーシアムで議論の途上で一部まだ確定していないがその途中段階を出す、というレベルのものを出さないといけないのだと私は思う。そういう意味では、言い方を変えると、NICTが勝手に出しているという見え方になり、果たしてそれでよいのかという疑問があるが、如何。

佐藤氏： 今回、下部組織の議論の中で、NICTからの技術の紹介とともに、6Gのホワイトペーパーに取り込み可能な候補技術を出してはどうかと日本の企業・事業者に要請したが、今回3月の会合の時点ではまだ出せるものがないということで、残念ながら今回は、NICTの候補技術の紹介に閉じている。そのため、先ほどの橋本構成員及び三瓶

主査の指摘のとおり、DiscussionパートとAttachment 1にその旨を記載する方向で加筆・修正させてもらえればと思う。

三瓶主査：（先ほどの質問は）Beyond 5G推進コンソーシアムの下部組織の中でこういう議論がなされたのか、という質問を含んでいる。その中で、どこもまだ文書を出してこなかったということではどうか。

佐藤氏：そちらを完全にフォローしているわけではないが、ホワイトペーパーに関する技術については、まだこのような具体的な内容に踏み込んでいないと聞いている。

三瓶主査：その辺りは、内部で調整すべき案件でないかと思う。もう一つは、WP 5Dの会議のスケジュールがあって、次はもう最終化の直近なので取りあえず出しておく必要があるということで、暫定的に行うことではいいのかというのを（関係者で）確認して、こういう作業を進めないといけないと思う。そういう意味では、あまり確認されていないように思うが、如何。

佐藤氏：前回の会合の中で、Attachment 2にあるように、韓国・中国からの具体的なテキストがすでに作業文書の中に入っている。また、今後WP 5Dの中で作業が進む中で、各国からの持ち寄りのテキストで調整する必要がある。そのため、できるだけ早い段階で、ある程度候補技術の段階で各国と調整した方がよいということで、IMT WG及びその前の国内会合で関係者と調整した結果、出せるものは出して調整した方がよいだろうということで、今回提案するものである。

三瓶主査：状況は分かるが、背後での作業は行っている中で今回出しているということ、こういう会議では見えるように提案することが必要だと思う。そうでないと、文書を読むとNICT単独で出している見えるので、あまりよくないやり方であると思う。補足で裏の説明をするのはできるが、そういうことが事情としてステップ・バイ・ステップで分かる書き方を提案及び寄与文書要旨の中で行う必要があると思う。そういうことを踏まえて、文書を用意してもらえればと思うが、如何。

佐藤氏：了。できるだけ本文と寄与文書の中に、そういうものが入るように検討したいと思う。

上村構成員：今の話に関連するかもしれないが、今回の文書での今後の見通し、すなわちコンソーシアムとの連携やテラヘルツ、6G、WRC-27を見据えてなど今後の動きの中で見通しはあるか。

佐藤氏：テラヘルツや個々に上げている候補技術については、WRC-23を見

据えてということではなく、今現在考えられる候補技術ということで、提案して議論の俎上に乗れば、と考えている。

上村構成員： 了。コンソーシアムとの連携については、今回は時間がないので、ということであったが、今後は、連携していくということでしょうか。

佐藤氏： 然り。スケジュールについて、around June 2021という書きぶりを含めてもう少し具体的に書ければと思っていたが、最終的に総務省とも相談させてもらってこのような書きぶりとなっており、最終的にはコンソーシアムと連携を取ろうと考えている。

上村構成員： 了。

足立構成員： 昨年の6月にBeyond 5G推進戦略懇談会の提言が出ていて、そちらで技術的なところの資料があるため、まずはそちらを出すという手順を踏んでもよいのではと思った。すでに日本から出した提言は、過去に紹介したことはあるのか。

佐藤氏： 提言について、日本から紹介したことはないと思う。総務省から如何。

丸橋係長： ITU-Rに対しては、これまで紹介したことはない。ただ、個別に提言の内容を知りたいという要望があった国に対しては、これまで情報提供しているところ。

三瓶主査： このWP 5Dへの議論は、今年の6月に文書をまとめたいということで動いていると思う。そのタイミングとコンソーシアムのホワイトペーパーのタイミングが同じである。そういう意味で、今回は枠の確保という形で頭出しという意味でやむを得ないと思うが、6月にはホワイトペーパーの内容をWP 5Dに入力できる見通しはあるか。

丸橋係長： 6月のWP 5Dに向けて寄与文書を入力できるようにコンソーシアムでの検討を行っていくこととしているため、次回6月のWP 5Dには何らかしらの入力を必ず行うという予定である。

三瓶主査： 了。今回の会合への提出という意味では、NICTがいろいろなところに話を持ち掛けたタイミングでは、入力がまだなかったということは事実であり、結果としてNICTの文書がそのまま出るというのはやむを得ないかと思う。今回の対応は、いずれにしても暫定的な対応であることを主張した方がよいと思う。重要なのは6月にきちんと出すということであり、6月に出す文書ではNICT単独の文書ではなく、ホワイトペーパーとしてまとまった内容になると思うので、それを出すことがマダトリーということでこの後の作

業を進めてもらえればと思うが、よろしいか。

五十嵐室長： Beyond 5G推進コンソーシアムを担当している者としてご説明申し上げたい。コンソーシアムではこのたび白書分科会を作り、6月に向けて文書を作成する活動を始めたところである。ただ、今回の3月の会合に、日本全体の考えと捉えられる形で出て行くということが白書分科会で議論されたことはなく、この案ではご指摘のとおり誤解を招く可能性がある。今回、NICT単独で出すのではなく、日本として出すのであれば、その内容が伝わるように十分に修正して出すようにしていきたいと思う。

三瓶主査： 了。今後、至急、総務省とNICTとの間の議論で対応を検討してもらい、早急に対応を確立するということでよいか。

五十嵐室長： そうさせてもらいたい。

三瓶主査： 了。

【資料地-62-4-2】

「WRC-23に向けた共用共存検討に用いるIMTパラメータの作業文書における広いエリアの展開密度に関する修正提案」について、KDDIの今田氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： これは、地上から固定衛星局への干渉ということによいか。

今田氏： 地上から固定衛星の宇宙局への干渉ということ。

三瓶主査： そうすると干渉はアグリゲートされた干渉量となると思うが、地球から36,000 kmのところから見るとそれほど地域は広くないが、密度分布というのはどう関係するか。

今田氏： 国全体で考えたときに、トータルの基地局数は衛星のカバレッジの大きさに比べれば影響はないと思う。一点考慮すべき点は、面積が広い国の場合、国全体がカバーエリアに入っている場合はトータルは変わらないが、例えば部分的に半分のみがカバーされている場合は、国土の中でどのように分布しているか、人口密度の分布を考慮するとより現実に近いモデル化ができると考えている。

三瓶主査： ビームがいくつかの国をカバーする場合でも、カバーする面積の中に人口がどれだけいるかというよりも、基地局をどれだけ配置するかということだけが問題で、細かい密度は関係ないと思うが、如何。

今田氏： 然り。そのため、面積の小さな国に関しては、その中でどのように分布していてもさほど影響ないと考えている。今回提案する追加手法も面積の大きな国に対して適用することを想定していて、国

土にカバーエリアが部分的にかかるケースを想定して、そうした場合により現実的にカバーエリア内の基地局数が算出できるようにということを想定している。

三瓶主査： その場合、基地局の割当が国の間で公平になるようにというのは、人口比に応じて、という意味でよいか。

今田氏： 否。基地局数の総数という面では、面積当たりのRa、Rbのパラメータ値を用いて算出した総数になる。あくまで総数を国の中にどのように分布させるかというところに人口密度を用いるという手法である。

三瓶主査： 提案内容の説明が非常に分からない。何が基準になっているのかも全く分からない。Ra、Rbといわれても、何をやるためのRa、Rbなのか、その目的が、例えば人口密度に比例してユーザアクセスができるようにするのかや、どこの提案を公平にするという基準でRa、Rbが選ばれているのかなど、そういうことが全く分からない。そういう観点でどういった説明になるか。

今田氏： 国ごとの基地局の総数に関しては、面積当たりにどれくらいの割合で基地局を展開していくかの算出手法を用いたいと考えており、それがRaやRbのパラメータである。Raは、全国土に対してどれくらい居住地域の割合があるのかで、Rbは、その割合に対して基地局を展開していくのがどのくらいの割合かである。地理的な観点で算出していく方法をRa、Rbを用いて行う。これは、国全体に配置する基地局の総数を求めるところに用いることを考えている。面積が大きな国に関しては、国の中での偏りが顕著に干渉計算に影響するので、その場合により現実的に算出できるように、人口の分布を加味して、総基地局数を人口の多いところにより配置していくということを追加で提案しているものである。

三瓶主査： 説明を聞いて何となくわかるが、WP 5Dで議論のぶつかる点がまさにそこに関係するところだと思う。議論のぶつかるところの根拠を示さずにこう提案するといわれても、提案の妥当性は聞いていても分からない。こういう文書の提案では、そこを簡潔に説明するというのが重要であり、そこが今回の文書では抜けている。こういう提案はよくないと思うので、今後注意していただければと思う。

今田氏： 了。今後より分かりやすい提案を心掛けたい。

【資料地-62-4-3】

「決議247(WRC-19) resolves to invite ITU-R 2、3、4で要請されたWRC-23 議題1.4に関する技術検討における作業原則に関する提案」について、ソフトバンク

の坂田氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

橋本構成員： HIBSに関しては、前会期の議題が成立前から日本が主体的に貢献してきて、常に有用な寄与文書を提出していることは高く評価しており、今回も関心をもって読んでいる。

2.1節と2.3節について、質問と意見がいくつかある。

まず2.1節について、(一つ目が)英文のセンテンスで、“following services are subject to the sharing and compatibility studies”とあり、後に続くA)、B)、C)、D)の項目を見ると、必ずしもservicesだけではないと思っている。ここは、細かいことであるが、“following items”とするか、又はこれが全体のworking principlesをいっているのか、“following principles”と、記載した方がよいと思う。

二つ目が、項目B)のところで、ITU-R勧告M.1036への影響を論じている。M.1036は上り下りを周波数配置で指定しているため、HIBSが入ってくると当然そのことについて議論が必要となる。M.1036の改訂案が後の寄与文書で出て来るが、HIBSが入って来るとこうなる、又は入って来てもこうすべきというような、M.1036側の改訂について、考えているのかどうか。

また(三つ目は)、項目D)のところの要件が“technical and operational characteristics have been provided”と完了形となっているが、すでにこれは提供されたのか。これから入って来るものであれば、“to be provided”という表現の方がよいと思う。

2.1節については以上。ここで一旦切りたい。

坂田氏： 一つ目の“following services”については、業務だけではなく局に関する説明も含めているため、指摘のとおり、提出前に修正させていただく。

二つ目の勧告M.1036への影響については、こちらは、寄与文書の元になっている決議第247にも記載されているとおり、HIBSは地上IMTネットワークの一部として既存のIMT端末に接続して同じ周波数を使用するため、周波数アレンジメントは地上IMTと全く同じとなると考えている。そのため、今後、勧告M.1036が改訂された場合も、HIBSもこれに沿うと考えているため、M.1036側にHIBSに関する修正を入れる必要はないと考えている。

最後三つ目の寄与グループから提供される特性については、締切までに提出されたものは全て考慮するという意図の記載であったが、誤解を招く表現であるので、表現を修正させていただく。

橋本構成員： 了。M. 1036をそのまま使うことは当面結構であると思うが、HIBSが入って来ると両立性には影響が出て来る。M. 1036はWP 5Dの中ではあまり揉めることはないが、他業務との両立性や共用に関していつも議論があるため、もしそういうことが出て来たら対応が必要かもしれない。が、今の時点ではそのまま使えるという認識であれば結構である。

次に2.3節で、(一つ目は)説明の中であったinvite ITU-R 4でHIBSの定義の見直しを行うのは決議に含まれているが、HAPSの一適用形態としての定義を見直すのか、HAPSの高度そのものを見直すのかというのは、議論があるところである。高度そのものを見直すのは対象外であるという人がいるのは理解できる。それに対して、日本は(高度見直しが)可能であるという立場で臨んでいるので、内容的にはこれで結構であると思う。逆に20 km以下を含めてはいけないと主張する人は、invite ITU-R 4にどのような他の定義の見直しが想定されるのか、又はno changeで済みますのか、その点を伺いたい。

二つ目が、ダッシュ(一)とダッシュ二の二つの案が出ていること。この二つの区別の理解が難しい。“New provisions”と“Additional provisions”は同じことであるため、何となく二番目も一番目に含められるように思う。“in accordance with the current HAPS provision”となっており、“current provision”に“in accordance with”とすると、20 km以下は入らない。そのため、ここはexception(例外)として“similar to the HAPS provisions”という表現に含めた方が統一性があると思う。最初のprovisionに“to enable HIBS operates at altitude lower than 20 km”の表現を入れれば一つに統合できるかと思われる。

最後(三つ目)は、20 km以下云々のHAPSそのものの定義を変えらるとなるといろいろなところにインパクトがあり、これまでHAPSの主管はWP 5Cであったため、そちらといずれはコミュニケーションする必要があると思う。その点についても検討願いたい。

坂田氏： 了。まず一つ目の質問の他国の意見の状況について、高度の制限の緩和については、HAPSの定義に影響があるため、そもそもHIBSではなくHAPSの議論となるためスコープ外であるというコメントが一部の国から出ている。HAPSについては、移動業務の局だけでなく固定業務の局としてのHAPSも存在するため、固定業務の局であるHAPSの業務の条件も変わってしまうことへの懸念があり、このような意見が出ているところ。これらの懸念を解決するために、我々

として具体的な規制面の検討例を二点あげている。一つ目は、一部の国から前回会合で意見が出てきたものであるが、HAPSとは別にHIBSの定義を作ってしまうこと。こうするとHIBSと固定業務の局のHAPSで条項を分けられるため、議論が別にできる。ただ、一から定義から作るのは大掛かりで、時間がなく議論がまとまらないことがあるため、二つ目のとおり、additional provisionsも検討していきたいと思う。こちらは、例えば今ある第1.66A条のHAPS定義に脚注のような補足を付けて、HIBSの場合には20 kmを下回ることを可能とする追加の条項を付ける案である。誤解を招く表現であったため、英文の見直しを検討させていただく。

また、WP 5Cとの連携についてだが、我々としては議題1.4はHIBS、つまりはIMTの局に関する検討ということで、責任グループがWP 5Dに割り当てられているため、なるべくWP 5Dの中で検討していきたいと考える。他国は高度定義の緩和が固定HAPSの条件に影響が出るとの懸念を示しており、WP 5Cに議論を持ち込むことを嫌う状況にある。もしWP 5CでHAPSの対応が必要な状況となった場合は、対応させていただく。

橋本構成員： 確かにWP 5Cに持って行くとかえって議論が発散するので、そうすべきと言っているのではなく、状況に応じては議論が必要になるかもしれない、ということ認識してもらえればと思う。ITU-R報告やITU-R報告に20 km以上を前提にして作ったものがたくさんあるので、もし変えるとなるとそういうものへの影響が出て来るので、今後の議論の発展次第で考えればよいかと思う。

坂田氏： 了。

【資料地－62－4－4】

「新報告草案ITU-R M. [HIBS-CHARACTERISTICS]に向けた作業文書に関する提案」について、ソフトバンクの坂田氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： HIBSについては、IMTの帯域を使うということが前提条件とされているため、今の方針でよいと思うが、技術の流れとして、例えば5G、6Gの中で地上ネットワークも衛星との共用でネットワークを構築するという流れがあり、特にLEO SATを使う場合に、LEO SATがIMT帯域を使うということが絶対になのか、というのも課題としてあると思う。これからの流れは、IMTについても、衛星や航空、海上などがあり、それらが融合されていくという流れがあり、その

ときに周波数区分をどう考えていくかというのがこれからの課題としてあると思う。そのときに、周波数ニーズはないので議論できない、ということが必ずしもそう言い切れないタイミングが来ると思う。そういうことについては、別途検討しておく、事前に課題として持ち続けることが必要と思うが、如何。

坂田氏： 今回、議題1.4の検討はWRC-23に向けた検討ということで、6G以前の今の技術を前提とした議論となるが、今後は6Gの議論があるため、将来の研究も念頭において、ITUの活動に取り組みたいと思う。

上村構成員： 補足したい。指摘はもっとも。将来的には、衛星からの電波とHAPS又は地上からの電波が統合されていくのは考えられる話。当面は、ITUの世界では少なくとも衛星の電波と地上の電波は異なるものであり、HAPSは衛星ではなく地上業務と位置づけられている状況。そのような意味で、今回はIMTの周波数と同じものを使っていく。当面の間置は今流通している端末を使う方がメリットは高いと判断している。将来的には、衛星を含めたニーズの検討が必要かと思う。

三瓶主査： LEO SATの場合、（伝搬遅延が）一桁以上長くなると思うが、同じ端末を使うとなった場合に、端末はIMTなので統合が始まるが、そうすると同じ周波数帯の一部を使うというのもあり、IMTの帯域がこれから拡大していく中で、一部衛星との共用が考えられなければならない帯域があるため、そのときに議論がややこしくなる気がする。それが6Gの時代なのかというのはともかくとして、5Gの後半からありうるかもしれないと気にしているが、如何。

上村構成員： すでに2 GHz帯の一部の帯域は、衛星と地上で共用でき、研究が始まっている状態。ただ、まだ両方を併せて使っていくことの実現には時間がかかるというのが現在の状況であると認識。将来的にどこかの帯域を両方に割り当てるということがITUの中でも議論されていくと考えているが、現時点は、メジャーな周波数に関しては地上と衛星で分けられているため、HIBSを当面、地上で使っているメジャーな端末でより広いエリアカバレッジにて使っていくためにHIBSは地上システムの一環であるという整理をしているところである。

三瓶主査： 了。

足立構成員： “2 Discussion” のところの最後のところが日本語の説明での三つ目に対応すると思うが、英文が分かりにくいと思った。最後のところ “Since the existing …” であるが、コンマから後のところ

で、“HIBS as a parts of terrestrial IMT network are considered also have the flexible use”と動詞が続いていて、IMTの周波数の利用を可能とするところが英文のところで分かりにくい。例えば、“HIBS considered as a part of terrestrial IMT network”として、その後、英文的に意味が通じにくくならないよう、考慮いただければと思う。

坂田氏： 分かりにくい表現となっていたため、提出前までに意味が明確になるよう見直したいと思う。

足立構成員： 了。

【資料地-62-4-5】

「ITU-R M. 1036-6勧告改訂草案に対する考察」について、NTTドコモの新氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

三瓶主査： ロシアの主張というのはどういうことか。それに対して、多数の国がそうではない方向性を支持している理由は何か。

新氏： WRC-19において新たなIMTの周波数の追加特定を行っており、その際に、一部WRC-19後に研究が必要な事項がいくつか残存事項としてあり、そちらをWP 5Dで引き続き検討しているところ。この検討内容が明らかにならなければ、周波数アレンジメントの策定を行うべきではない、というのがロシアの主張であり、それ以外の国の主張は、それらの検討が完了しなくとも周波数アレンジメントを勧告に策定すること自体は問題ないというもの。そこが大きな違い。

三瓶主査： そうすると、今回の改訂案でもロシアは納得しない可能性が高いような気がするが、如何。

新氏： その可能性は高いと考える。

三瓶主査： （ロシアが）納得しないと、そのままずるずるとまた次回に持ち越しということとなるのか。

新氏： そうなと思う。そうした流れも見越して、Attachment 2として、日本としての解決方法や議論方法、 이슈をまとめている。それがAttachment 2を作成している意図である。

三瓶主査： 時間が過ぎる中で、そちらの方の議論が完了して、勧告を改訂できるという流れにはならないのか。

新氏： 最終的にはその方向になると考えている。ただ、引き続き多数の国がVersion Aで行くべきだという意見が出ていることや、すでにそうした寄与文書が南北アメリカ地域から出されていることもあ

り、日本としてVersion Aを押してきた経緯もあるため、全部梯子を外すのは得策ではないと考えており、日本としてはVersion Aに基づき提出するや、少し譲った案としてノートを付けるや、さらに今後の議論を見越してVersion Bに対する見解を入れるなど、三段構えで提案をしてきたいと考えている。

三瓶主査： 了。

【資料地-62-4-6】

「WRC-19により求められた無線通信規則21.5条に関する検討に対するさらなる考察」について、NTTドコモの新氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

橋本構成員： 寄与文書の内容については、特にコメントはない。この件は、議題そのものではないが、議題に準ずるイシューとして扱っている。最終的には、第21.5条に何か条文を書き換えるか条件を付けるなど、RRの例文の作成することを想定しているか。

新氏： その点についてまでの議論にはまだ至っておらず、これからの議論となると思う。WP 5Dとしては、研究の結果をBRに提出し、BR局長レポートにこの研究の内容が含められ出版される。その際に、具体的なRRの改定案のテキストを入れるかどうかについては、一部反対する人がいる可能性があると思い、そこはまだ明確ではない。BR局長レポートを見て各主管庁はWRCに直接改定案を提案するというのは確実であると思うが、局長レポートに改定案が入るかどうかはまだ議論に至っていない。

橋本構成員： 了。そうすると、WP 5Dのアウトプットは無線通信局に送付し、CPMマネジメントチームに送付するわけではないのか。

新氏： 然り。BR局長にノートを送付して、BR局長の方で判断して、レポートに入れる形である。

橋本構成員： 了。

【資料地-62-4-7】

「C-V2Xに関する新レポート草案へ向けた作業文書の修正提案」について、KDDIの菅田氏から説明がなされ、特段の質疑なく承認された。

【資料地-62-4-8】

「IMT-2020の基地局・端末に関する不要輻射新勧告草案に向けた作業文書の提案」について、エリクソン・ジャパンの本多氏から説明がなされ、特段の質疑なく

承認された。

【資料地－62－4－9】

「勧告ITU-R M. 2070、M. 2071改訂に関する提案」について、エリクソン・ジャパンの本多氏から説明がなされ、特段の質疑なく承認された。

【資料地－62－4－10】

「ITU-D 第2研究委員会 研究課題2/2への返答リエゾン文書案」について、NTTドコモの新氏から説明がなされ、特段の質疑なく承認された。

最後に、ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合への日本寄与文書案について、以下の確認の後、主査に一任することが承認された。

三瓶主査： 五十嵐室長、寄与文書の一件目については、今後どのような対応になると考えればよいか。

丸橋係長： (五十嵐室長が) 退席しているようであるため代わりに答える。総務省側と NICT 殿とで調整させてもらい、追って2月22日(月) 午前中を目途に三瓶主査と相談したい。

三瓶主査： 結果については、速やかにこのメンバーに流してもらえるとということによいか。

丸橋係長： 了。

(5) ITU-R SG 5 WP 5D 第37回会合の対処方針案について

【資料地－62－5】

ITU-R SG 5 WP 5D第37回会合の対処方針(案)について、事務局から、説明が行われ、特段の質疑なく承認された。

(6) その他

事務局より参考資料の説明があった。

以上